

事故処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における適正価格の形成、取引の公正及び安定を図るため、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。以下「規則」という。）第70条の規定により、買受人から卸売業者に対して卸売代金の変更の申し出があった場合における処理（以下「事故処理」という。）の基準並びに卸売業者と買受人との間に生じた事故基準について必要な事項を定めるものとする。

(卸売代金の変更)

第2条 買受人は、卸売業者から買受けた卸売物品（以下「買受物品」という。）が次の各号の一に該当する場合は、当該卸売業者に対して卸売代金の変更を申し出ることができる。

- (1) 市場取引の経験上、当事者に予見できないような隠れた腐敗がある場合
- (2) 表示された数量、品質等とその内容が著しく相違している場合
- (3) 出荷者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別が不十分であると認められる場合
- (4) 見本と現品の内容が著しく相違している場合
- (5) その他予知し難い場合で、市長が認める場合

(事故処理の基準)

第3条 事故処理については、原則として次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 買受人は、買受物品を卸売場から搬出する以前に前条各号に掲げる場合に該当する物品（以下「事故物品」という。）を発見したときは、直ちに該当事故物品を買入れた卸売業者に対し、その旨を申し出なければならない。
- (2) 買受人は、買受物品を卸売場から搬出した後に事故物品を発見したときは、卸売代金の変更を申し出ることができないものとする。ただし、見本取引等の場合であって、通常卸売場において当該買受物品を開極及び解体等を行わなければ事故物品であることを発見し難いと認められる場合は、こ

の限りでない。

- (3) 卸売業者が、卸売前に事故物品であることを表示し、又はその旨を呼び上げた物品については、卸売代金の変更を申し出ることができない。
- (4) 売買成立後における買受物品の紛失、盗難については、買受人の負担とする。
- (5) 卸売業者は、買受人から第2条の規定により卸売代金の変更の申し出を受けたときは、規則第70条に規定する諸手続を経た後、出荷者に対して市長から交付された卸売物品確認検査証の写しを売買仕切書に添付し、又は直接送付しなければならない。

(卸売代金変更の申出時間)

第4条 第2条に規定する卸売代金の変更の申し出をしようとする買受人は、水産物については当該物品を買受けた日の午前11時まで、青果物については同日の午後3時までに行わなければならない。

- 2 前条第2号ただし書に規定する場合における前項の卸売代金変更の申し出は、同項の規定にかかわらず、水産物については当該物品を買受けた日の午後1時まで、青果物についてはその翌日の午後3時まで行うことができる。

(確認検査受付時間)

第5条 規則第70条第1項に規定する卸売物品の確認検査(以下「確認検査」という。)は、前条に規定する時間内において卸売代金変更の申し出があったものについて行うものとする。

(請求金額の誤り等による事故)

第6条 買受人は、卸売業者より買受代金の請求を受けた場合の請求伝票が次の各号の一に該当する場合は、卸売業者に対して当該請求伝票の訂正を申し出るとともに不明な点について調査を依頼することができる。

- (1) 請求金額が誤っていると思われる場合
- (2) 請求金額に不明な点がある場合
- (3) その他誤記誤称等がある場合

- 2 前項の調査の依頼を受けた卸売業者は、直ちに販売担当者と協議及び調査のうえ当該請求伝票の訂正の要否を決定しなければならない。この場合において訂正の必要があるものについては、すみやかに訂正伝票を発行し、当日

中に処理するものとする。

(販売原票の訂正)

第7条 卸売業者は、検査員の確認検査を受けた後、卸売代金を変更したときは、販売原票を同様に訂正しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により販売原票の訂正をしたときは、当該販売原票に別図の本市の検印を受けなければならない。ただし、電子販売原票については、この限りではない。

3 卸売業者は、前条に規定する事故により販売原票の訂正をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該訂正箇所を担当責任者及び販売担当者の認印により訂正することができる。ただし、電子販売原票については、この限りではない。

(事故処理委員会)

第8条 卸売業者及び買受人は、確認検査の際、検査員から依頼された事故処理について調査審議するための事故処理委員会（以下「委員会」という。）を取扱品目の部類ごとに共同で設置することができる。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 卸売業者側委員 1社につき 2人

(2) 買受人側委員 1組合につき 2人

3 検査員は、確認検査を行う場合は、委員会の報告を参考にすることができる。

4 委員会の運営その他必要な事項については、検査員と相談のうえ、卸売業者及び買受人の協議により定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この要領に定めのない事項及び事故処理について疑義が生じた事項については、市長の定めるところによる。

附 則

この要領は、昭和48年7月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和2年6月21日から施行する。

別図

検 印

外径 20MM